

多摩市地域自立支援協議会 令和2年度第2回 会議録

日 時	令和2年10月7日(水) 18:30~20:30	場所	多摩市役所 301・302 会議室
出席者 (敬称略)	委員 ※敬称略	市川、植草、浦田、岡崎、北山、近藤、澤田、清水、菅、野宮、藤吉、森田、吉井、渡辺	
	障害福祉課 (事務局)	松本課長、田島課長、上野主査、平林主査、五十嵐主査、武井係長、相良主査、神長主事、後藤主事	
欠席者	委員 ※敬称略	井上	
記録者	事務局		
項目	開会 1. 第6期多摩市障害福祉計画・第2期多摩市障がい児福祉計画素案(案)について 2. その他 閉会		
詳細			
開会	～開会～ 今回から新たに委員になった藤吉委員の紹介・藤吉委員から挨拶。 続いて副会長1名の選任。藤吉委員が立候補し、委員の承認を得て決定。		
1. 第6期多摩市障害福祉計画・第2期多摩市障がい児福祉計画素案(案)について	事務局より、第6期多摩市障害福祉計画・第2期多摩市障がい児福祉計画素案(案)について説明。以下、委員から出た意見。 ●全体について委員から出た意見 ・せっかく計画をたてるなら、国の基本指針に合わせるだけでなく、「多摩市はこれをしていく」という意思が出てくるような、多摩市独自の記載を増やした方が良い。どのように盛り込むかは事務局に検討していただきたい。 ・差別解消条例の制定を受け、特に条例の周知(特に子供の頃からの周知)とともに、多摩市としてどのように合理的配慮を行っていくのかを記載した方が良い。 ・災害時の対策は、コロナ対応を含めて、新たに項目立てするなどして計画に盛り込んでいただきたい。 ・全体的に目標が低く感じる。もう少し高く設定した方が良いのではないかと。 ・児童発達支援、医療型児童発達支援、地域相談支援(地域移行支援)の給付費が平成30年度から令和元年度で減っている理由は何か。→【事務局】次回までに分析する。		

●精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて委員から出た意見

- ・目標値について、東京都では数値設定しているため、多摩市では数値設定しないということが良いのか。他市では、積極的に退院促進に取り組んでいるところもある。多摩市も、地域で暮らせるように、ある程度の目標は立てた方が良いのではないか。
- ・目標値①「精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数（316日以上）」について、この目標を達成するのは簡単ではないと思う。精神障害に対応する居宅介護事業所の充実、相談支援事業所の充実、退院を受け入れるグループホームの充実等に取り組む必要がある。

●災害対策・コロナ対応について委員から出た意見

- ・去年の台風のときに、警報が出たがどこに避難したらよいのかという問合せが病院にたくさんきた。患者としても不安に感じられていて、避難所があっても初めての場所で行けなかったりするので、障害特性がある方を受け入れられる避難所があると良い。
- ・今の状況が大きく変わることはないので、サービス量等にある程度見込まないと、実態と合わなくなると思う。また、三密対策などでサービスの形が変わるなどの影響が出てくる。

●児童発達支援センターの設置・保育所等訪問支援の充実について委員から出た意見

- ・既に目標達成と書いているが、実施に際して課題が多い。多摩市として支援を充実させていくためには、事業所に状況を聞いていく必要がある。本当はもっとやっていかなければいけない事業。目標も少し上げた方が良い。

●人材確保・育成について委員から出た意見

- ・どこの事業所も人材不足である。特に精神障がい者が増えている。人材育成をどうするのか計画に盛り込まないと、事業所も増えていかない。人材育成は何かしら取組ができれば良いと思う。
- ・小さいうちから、ホームヘルパーの仕事についてや、差別をしてはいけないということなどを、学校の中で少しずつ教えていくことで、将来の仕事として選択する人が出てくる希望があるかもしれない。小さいときから植え付けていく、ということがこれから大切かと思う。

●地域生活支援拠点等の整備について委員から出た意見

- ・地域生活支援拠点等の整備については話があまり進んでいない。関係機関が集まって勉強会の開催や、協議を実施し、どの機関がどのような役割を担うのか話しを詰めていくべき。

<p>2. その他</p> <p>閉会</p>	<p>●差別解消・理解促進について委員から出た意見</p> <ul style="list-style-type: none"> •実態調査の「障害者差別解消法を知っていますか」という質問で、「知らない」が60.0%であった。当事者の人がこんなに知らないということはショックであり、周知が課題である。 •相手に合わせた伝え方ができているか。障がい当事者には、事業所の職員など普段関わる人間から、差別解消法等について伝えた方が良い。 •障害理解の取組を小・中学生だけではなく、高校生大学生にも広げてもらいたい。 •例えば、八王子市では、多摩市で言うところの「心つなぐ・はんどぶっく」と、差別解消条例についての内容を合体した冊子を作り、市内の小学4年生以上を対象に、その冊子を使って障害理解についての授業をやっていると聞いた。また、多摩市で言うところの出前講座を、委員に任せるのではなく、市障害福祉課の職員も率先して実施している印象を受けた。多摩市も7月に条例ができたので、昨年度開催したワークショップのように、行政が率先して進めてほしい。関戸公民館7階の大きなスクリーンも活用するなどして、差別解消法と条例を周知して行ってほしい。 •相手に合わせた伝え方というところでは、多摩市は「ひとときの和」をやっているが、どうしたら子供に理解してもらえるか、八王子の手法も参考にして考える必要がある。 <p>事務局から2点連絡。</p> <ul style="list-style-type: none"> •10月5日号のたま広報にも掲載済みだが、人工呼吸器使用者の非常用電源設備の助成が9月補正で議会から承認された。12月を目途に実施予定ではあるが、今後変更があればまた連絡する。 •多摩市役所障害福祉課発達支援室から事務連絡。今まで発達支援室と教育センターの相談窓口が別々であったが、9月から一つの窓口になった。子どもの発達に関わる初めての相談（いじめ、不登校等）はぜひ発達支援室へ。 <p>～閉会～</p>
-------------------------	--